# 平成25年第373回臨時会

# 矢吹町議会会議録

平成25年 2月25日 開会

平成25年 2月25日 閉会

矢 吹 町 議 会

# 平成25年第373回矢吹町議会臨時会会議録目次

# 第 1 号 (2月25日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
職務のため出席した者の職氏名
開会の宣告
開議の宣告
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会期の決定
報告第1号の上程、説明、質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
閉会の宣告
署名議員

# 平成25年2月25日(月曜日)

(第 1 号)

## 平成25年第373回矢吹町議会臨時会

#### 議事日程(第1号)

平成25年2月25日(月曜日)午前 10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償について)

日程第 4 議案第 1号 災害復旧事業47-2号 47-1018号工事請負契約の一部変更について

日程第 5 議案第 2号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第 3号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)

#### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程に同じ

#### 出席議員(15名)

1番	安	井	敬	博	君	2番	加	藤	宏	樹	君	
3番	薄	葉	好	弘	君	4番	佐	藤	幸	市	君	
5番	鈴	木	隆	司	君	6番	青	Щ	英	樹	君	
7番	竹	元	孝	夫	君	8番	鈴	木	_	夫	君	
9番	大	木	義	正	君	10番	熊	田		宏	君	
11番	角	田	秀	明	君	12番	柏	村		栄	君	
13番	諸	根	重	男	君	14番	藤	井	精	七	君	
16番	栗	崎	千亻	弋 松	君							
欠席議員(1名)												

15番 吉 田 伸 君

町 長 野 崎 士 郎 尹

可 下 長 渡

正

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

шJ	K	判	<b>н</b> п	П	CIA	<b>A</b>	田川	۲	-1	尺	(反	迓	Ш.	彻	<i>1</i> D
企画経営調	果長	藤	田	忠	晴	君	総	務	課	長	水	戸	邦	夫	君
町民生活談	果長	会	田	光	_	君			委員	会	圓	谷		誠	君

\_\_\_\_\_

## 職務のため出席した者の職氏名

 主 幹 兼

 議会事務局長 須 藤 源 太
 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長

\_\_\_\_\_

#### ◎開会の宣告

○議長(栗崎千代松君) おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第373回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、報告をいたします。15番、吉田伸君より欠席する旨の届け出がありました。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(栗崎千代松君) これより会議を開きます。

日程に入ります。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(栗崎千代松君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 大 木 義 正 君

10番 熊 田 宏 君

を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長(栗崎千代松君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

[9番 大木義正君登壇]

○9番(大木義正君) 皆さん、おはようございます。

それでは、本日、第373回町議会臨時会が招集になりましたので、午前9時15分から議会運営委員会を開き、 今臨時会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求めて、協議いたしました結果、会期を本日2月25日の1日とし、 議案審議につきましては、報告第1号、議案第1号、第2号、第3号の4件を全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(栗崎千代松君) お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今臨時会の会期は、本日 2月25日の1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月25日の1日と決定いたしました。

なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元に配付してあるとおりであります。

\_\_\_\_\_

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(栗崎千代松君) 日程第3、これより報告第1号を議題といたします。

事務局長に報告第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(栗崎千代松君) 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 皆さん、おはようございます。それでは、報告第1号について説明させていただきます。 報告第1号 専決処分の報告についてでありますが、専決第1号 損害賠償について、本件は平成24年12月 7日午後2時ごろ、公務のため職員が公用車を運転し、駐車後に降車する際、隣に駐車してあった相手車両に ドアが接触し、同車に損傷を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は2万8,940円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の指定を受けているため、平成25年2月4日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長(栗崎千代松君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この報告は、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

# ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(栗崎千代松君) 日程第4、これより議案第1号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(栗崎千代松君) 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

#### 〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは説明いたします。

議案第1号 災害復旧事業47-2号 47-1018号工事請負契約の一部変更についてでありますが、本案は平成23年11月14日に議会の議決後、平成24年9月14日に一部変更の議決を受けておりますが、さらに工事請負契約を一部変更する内容となっております。

本工事は子八清水地内の農地及び農業用施設の災害復旧工事であり、変更の内容としましては、現場状況に 応じた軽微な変更に伴う掘削及び埋め戻し土量の減、その他現場精査に伴う敷鉄板等の数量の増減によるもの となっております。

これら変更に伴い258万4,050円の減額となり、契約金額が1億2,532万9,050円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(栗崎千代松君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 災害復旧事業47-2号 47-1018号工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(栗崎千代松君) 日程第5、これより議案第2号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長(栗崎千代松君) 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) それでは説明いたします。

議案第2号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の締結についてでありますが、本案は、住宅地等の面的除 染初め、道路、集会所等公共施設の除染作業に伴い排出された放射性物質を含む汚染土壌等を仮置き場に安全 に保管するため、工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、柿之内地区の山林に造成した約8,000平方メートルの敷地内に、汚染土壌等約1トンを1袋とし、約6,000袋を5カ所に分けて保管するための工事となります。

具体的な保管方法としましては、耐候性にすぐれた大型土のう袋に汚染土壌等を入れ、20メートル四方の敷地に段々に積み重ね、その上に遮水シートや放射線量の低い土を覆うことで放射線を遮蔽するものであり、国が設置する中間貯蔵施設が完成するまでの間、汚染土壌等を安全に保管するものであります。

入札につきましては、平成25年2月22日、株式会社平成工業、株式会社ヨシダ建設、株式会社阿部工業、伸和建設株式会社、高田工業株式会社、株式会社あおい矢吹支店の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり9,240万円で矢吹町赤沢632番地5、株式会社平成工業が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(栗崎千代松君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

#### [6番 青山英樹君登壇]

○6番(青山英樹君) 議案第2号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の締結について、質問させていただきます。

まず、落札率について明確にお示し願いたいのがまず第1点。それと、管理工事ということで、この管理に関しましては、いわゆる仮置き場での汚染土壌等の管理に関してのものと思われますけれども、その内容を確認したいので、明確にどのような管理になるのかをお示し願いたい。それと、当初柿之内地区におきましては3,000袋の土壌が出てくると、汚染土壌が出るというような管理だったかと思うんですが、それが2倍の6,000トンになったということは、どのような当初との変更があったのかもあわせてお聞かせ願いたいと思います。以上、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

#### 〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

柿之内地区の仮置き場の設置工事に伴いまして、3点ほどご質問がございました。落札率について明確にお答えいただきたい、管理の手法ということで仮置き場の管理の内容等について明確にお示しいただきたい、また土のう袋、当初の説明会では3,000袋というようなことで、今回なぜ6,000袋ということで2倍になったのかというような内容でございます。

内容等については十分に精査をして出した結果でございますので、この細かい詳細な内容等については町民 生活課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長(会田光一君) 6番、青山議員の質問にお答えをいたします。

まず、落札率でございますけれども、今詳細に手元にございませんので、後ほどご回答申し上げます。

それから、管理工事の内容でございますけれども、当該仮置き場の管理工事につきましては、各住宅地等の面的除染に伴う汚染土壌を1トンのフレキシブルコンテナに収納いたしまして、これを1山1,300トンの山を5ステージつくる予定になっております。この1山1,300トンの山に管理保管をする、この工事になっておりますけれども、この保管をした後の具体的な管理でございますが、当該仮置き場の放射線量につきましては毎週1回定期的に線量調査をする、それから仮置き場台のその5つの山から出てまいります水分を含んだ水等を含めまして、こういったものにつきましては、それぞれの5山に観測井を設けます。その観測井のほうに山から水が入ってまいりますので、その水につきまして毎月1回水質の検査をする、このようなことで管理をする予定になっております。

それから、当初、柿之内地区の説明会の中では、推定土量が3,000トンというふうなことで説明をしてまいりました。その後、具体的に柿之内地区の個々の住宅の詳細な調査をしてまいりました。その結果、今回推定の汚染土量が約6,000トンに、約2倍に増加をいたしております。この内容につきましては、まず、住宅地の除染につきましては表土を5センチ除去をする、このようなことで考えております。これによりまして、約4,300トンの推定土量を見込んでおります。

それから、隣接します住宅地の近縁部の山林、これらの枝打ちあるいは竹林の伐採除去、それから下にあります木の葉等、こういったものを新たに除染することになりまして、これが約230トン予定いたしております。そのほかに、今回8,000平米の仮置き場を造成いたしておりますけれども、この仮置き場を造成するために仮置き場内にあります汚染土の処理が必要になってまいります。これが約400トンございます。

これが柿之内地区の面的除染等にかかわる汚染土量でありますけれども、そのほかに、この後町道、それから県道、これらの除染が進んでまいります。これらの推定汚染土量が900トン見込んでおります。そのほかに柿之内地区の集会所、それから集会所に隣接しております広場、ここの汚染土量が170トンということで、現時点で6,000トンの汚染土量の保管を見込んでおります。

しかしながら、この6,000トンにつきましてはあくまでも推計でございまして、福島県内各市町村の中で除 染をしている状況を見てまいりますと、推計土量よりも相当増加をしている、そういう状況もございます。そ ういうことで、今回の仮置き場につきましては、今後増加するであろうと見込まれる汚染土量についても対応 できるように考えております。

以上でございます。

当初の落札率でございますけれども、落札率につきましては、予定額に対しまして97.92%でございます。

○議長(栗崎千代松君) ほかに質疑ございませんか。 6番。

#### [6番 青山英樹君登壇]

- ○6番(青山英樹君) 今、答弁をいただきましたが、なお確認なんですが、管理工事という形でのこの工事というものの内容が、結果としましては住宅除染あるいは公共施設等、道路等の除染をした汚染土壌物質の管理というふうに、抽象的なんですけれども捉えたわけなんですが、具体的には運搬及び仮置き場において積み上げる、県の除染指針によれば20メーター20メーターの幅の中で算段とすれば、先ほど申されましたように大体1,200から300になるんですけれども、恐らくその部分に関しての管理かと思うんですが、明確にされていただきたいというのは、あくまでも仮置き場の管理として除染が終わったところからの運搬とその積み上げと、またそれに対して遮水シートをした上での管理、というのはその放射線を週1回はかり、なおかつ月に1度の水の調査をするという、それを委託をした上での費用までを含めての9,240万円なのかの確認をしたいと思います。ご答弁のほどお願いいたします。
- ○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

#### 〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

仮置き場の管理工事についてということで、その内容等について再確認の意味で、仮置き場の運搬、積み上げ、遮蔽ということで今回の9,240万については委託費用も含めての金額なのかというようなおただしでございますが、これについても細かい点については町民生活課長より答弁させますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

#### 〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長(会田光一君) 青山議員の再質問でございますけれども、管理工事の内容でございますが、当該仮置き場につきましては、まず仮置き場をつくるための造成工事、これについては過日発注をいたしました。造成をした平場に今回面的除染によって生ずる汚染土壌を安全に管理保管するために、今回工事として発注をする。これにつきましては、ご案内のように、遮水シートを敷いて、そこにその上に15センチのクッション材、それからその中に透水管100ミリのものが入ります。その上に1トンのフレキシブルコンテナがワンステージ1,300袋入る。その上に再度遮水シートでくるんだ上で健全な土を40センチ積み上げる。これで、ワンステージが完了することになります。

それで、今回の管理工事につきましては、あくまでも面的除染によりまして除染された汚染土壌を仮置き場まで搬入する作業、これにつきましては面的除染事業の範疇に入っております。今回の工事につきましては、搬入されました汚染土壌が入ったフレキシブルコンテナを保管するために、先ほど申し上げましたような遮水シートを敷いた上に積み上げて、なおかつ観測井等々をつくる、この工事になっております。そういうことで、

この後々の、先ほど私申し上げましたが、週1回の線量の調査あるいは月1回の水の検査、これらについては 今回の工事の中には入ってございません。これらについては今後また別途委託をするというようなことになっ てまいります。

以上です。

○議長(栗崎千代松君) ほかに質疑ありませんか。

11番。

#### [11番 角田秀明君登壇]

○11番(角田秀明君) 今回の仮置き場の件に関連した質問をさせていただきます。

今回、この請負工事の関係で9,240万という金額を出していただいて、今、同僚議員の青山さんがいろいろと質問をしておりますけれども、私はその下地の問題でちょっと関連で質問したいと思います。

柿之内の今回約8,000平米、置き場だけでも8,000ということは、約1万平米くらいの土地を山林をお借りしているでしょうけれども、そういった関係で、仮置き場ということでございますけれども、将来的に何十年先かわからないわけなものですから、地主さんのほうから買収したのか、または1年契約で借り入れをしているのか、また面積はどのぐらいの面積を借り入れしていたか買収したかわかりませんが、どういった経過でこの仮置き場が計画に入られたかどうかをお聞きしたいと思います。

よろしくお願いしたいと思います。

○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) 11番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

仮置き場の件で、そもそもの仮置き場の決定に至るまでの経緯、さらにはその契約について何年の契約なのかというような2つのお尋ねかというふうに思いますが、何年かということについては複数年でございます。 仮置き場の決定に至るまでについては、相当な準備とそして話し合いを経て、地主さんのご理解そして柿之内地区の住民のご理解を得て、仮置き場が決定したというような経過になっておりますので、ご報告させていただまます

なお、詳細な内容について、これについても町民生活課長より答弁させますので、よろしくお願いしたいと 思います。

以上です。

○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長(会田光一君) 11番、角田議員の質問にお答えをいたします。

仮置き場の契約の関係でございますけれども、仮置き場8,000平米の面積を地主より賃貸借契約によりお借りをいたしております。

期間でございますけれども、期間につきましては24年12月からお借りをいたしました。期間につきましては、

仮置き場については国が中間貯蔵施設ができるまで借りるということになっておりますけれども、当面28年3月31日までの3年間余りになっております。これにつきましては条件がついておりまして、今申し上げましたように、国が中間貯蔵施設がそれまでにできて搬入ができない場合には、町と地主と行政区と再度協議をいたしまして延長についてお話ししましょう、そのようなことになっております。

以上です。

○議長(栗崎千代松君) ほかに質疑ございませんか。

1番。

#### [1番 安井敬博君登壇]

○1番(安井敬博君) 先ほど同僚議員から落札率についての質問があり、ご答弁いただきましたが、この6社 についての詳細な入札金額についてもお尋ねしたいと思います。

あともう1点確認したいのですが、先ほど同僚議員からの質問に対して町民生活課長のほうより、各汚染土壌の数量、住宅地の表土については5センチ4,300トン、隣接する山林については230トン、仮置き場の汚染土の処理が400トン、その他町道、県道の推定汚染土が900トン、柿之内、田内集会所の広場について170トンということで、これで合計6,000トンということになりますが、そのほか今後増加する汚染土壌も予定しているということですが、この辺がちょっと含まれていないように感じたのですが、その辺をご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(栗崎千代松君) 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

#### [町長 野崎吉郎君登壇]

○町長(野崎吉郎君) 1番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

落札率についてのお尋ね、さらには汚染土壌の容量等についてのお尋ね、2点だと思いますが、まず落札率 については公表はできます。ただ、公表に関する基準というのがございまして、この基準に基づいて公表する ことになっておりますので、その基準に達した時点で安井議員のほうにお知らせさせていただきたいと思いま す。

もう1点の汚染土壌については、6,000トンの各詳細な内容等について先ほど町民生活課長から答弁させていただきましたが、増加する土壌等についての容量についての推定値が説明されていないんではないかというようなお尋ねでございますが、増加する土壌についてはあくまでも推定ということでございますので、何トンというようなことは町民生活課長のほうからも示すことはありませんでした。ただ、仮置き場の余裕についてはまだありますので、これも想定でございますけれども、多分増加する分についてもきちっとそこに仮置きできるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上2点について私から説明させていただきました。

○議長(栗崎千代松君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(栗崎千代松君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。 討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 柿之内地区仮置場管理工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(栗崎千代松君) 日程第6、これより議案第3号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(栗崎千代松君) 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長(野崎吉郎君) それでは説明いたします。

議案第3号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)についてでありますが、本案は、繰越明許費の設定を行う補正予算であります。繰越明許費の内容につきましては、農業施設災害復旧事業について、年度内の完了が困難なことから平成25年度事業へと繰り越すため、地方自治法第213条第1項の規定により、2億866万6,000円を設定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(栗崎千代松君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算(第6号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(栗崎千代松君) ご異議なしと認めます。

\_\_\_\_\_

#### ◎閉会の宣告

○議長(栗崎千代松君) 以上で本臨時会の日程は終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これにて第373回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

なお、引き続き議員控室におきまして、全員協議会を開きますので、ご協力をよろしくお願いいたします。 (午前 1 0 時 4 0 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 25 年 5 月 14 日

議 長 栗崎 千代松

署名議員 大木義正

署名議員 熊田 宏